

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月3日 11時00分ごろ
発生場所	滋賀県守山市野洲川河口付近（琵琶湖南部） 小浜四等三角点から真方位316°1,400m付近 （概位 北緯35°07.7′ 東経135°58.4′）
事故の概要	プレジャーボート 180 Challenger SEは、遊走中、また、水上オートバイ RXPは、停留中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 180 Challenger SE、1.5トン 240-64412 滋賀、個人所有 B 水上オートバイ RXP、0.1トン 253-29314 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 操縦ハンドルに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 水象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船の後方を追従しながら遊走していたところ、前路で停留していたB船に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船の前方を遊走したのち停留し、船長Bが、後方50m付近を航行するA船を待っていたところ、A船が減速せずに接近し、衝突の危険を感じたものの、何もすることができずにA船と衝突した。 船長Bは、病院に搬送され、肩甲骨骨折と診断された。
分析	A船は、野洲川河口付近を遊走中、B船が前路で停留した際、減速しなかったことから、B船に衝突したものと考えられるが、船長Aから情報を得ることができなかったため、減速しなかった状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、野洲川河口付近で停留中、後方から接近するA船の進路上で停留していたことから、A船が減速せずに接近した際、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、野洲川河口付近において、A船が遊走中、B船が停留中、A船が減速せず、また、B船が後方から接近するA船の進路上で

	停留していたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 他船の後方を追従しながら遊走する際は、他船の動向を確認するとともに、適切な速力で航行すること。</li><li>・ 他船を待つ場合は、他船の進路上で停留しないこと。</li></ul>